

宅地建物取引業法第11条第1項各号（「届出の理由」欄の1. から5. のいずれか）に該当することとなった場合は、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から**30日以内**に届け出なければなりません。

様式第三号の五（第五条の五関係）

(A4)

2 7 0

記入例

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

日付は受付日 ● **令和 元年 1 2 月 1 5 日**

宮崎県知事 殿

「届出の理由」に応じた届出者を確認

届出者 住所 **宮崎県都城市北原町 2 4 - 2 1
北原ビル 1 0 1 号**
氏名 **株式会社都城北原町不動産
代表取締役 宮崎花子**

個人業者で死亡した者が宅地建物取引士の資格登録者であった場合、別途登録している都道府県知事に【様式第七号の二】宅地建物取引士死亡等届出書の提出が必要。

法人の場合、代表者の役職名から記入。

受付番号

*

受付年月日

*

届出時の免許証番号

4 5

(4)

5 9 2 5

右詰め

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 ⑤ 廃止
商号又は名称	株式会社都城北原町不動産
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	宮崎 花子
主たる事務所の所在地	宮崎県都城市北原町 2 4 - 2 1 北原ビル 1 0 1 号
届出事由の生じた日	令和元年 1 1 月 2 5 日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	上記「届出の理由」欄の番号と合致 (「1. 死亡」の場合、届出人は「1. 相続人」、 「5. 廃止」の場合、届出人は「5. 本人」((個人)業者であった者、(法人)法人を代表する役員) 1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤ 本人

法人の場合「廃止」とは、法人としては継続するが、宅建業は行わなくなることを意味します。法人としても継続しない場合は「解散」です。

30日以内に届け出る起算日。
死亡の場合にあっては、死亡
の事実を知った日付を記入。

確認欄

*

備 考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。
ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

4	5
---	---

 (5)

		1	0	0
--	--	---	---	---

 [宮崎県知事 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「届出の理由」及び「宅地建物取引業者と届出人との関係」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日付を付記すること。